

事例研究～中国ビジネス法務

(第93回)「外商投資産業指導目録」の改訂
日系企業の対中投資にも大きな影響北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

今年6月28日、国家発展改革委員会(以下「発改委」)と商務部は合同で、最新版の「外商投資産業指導目録」(以下「目録」)を公布しました。これに伴い2015年改訂版は廃止となりました。今話題の「一帯一路」政策にも関連して、また今年1月の国務院による外国企業誘致拡大政策(国発〔2017〕5号)に続く、本格的な改訂となりました。外資系企業による対中投資の範囲を規制する重要な法規である「目録」の改訂は、今後数年間、対中投資に直接影響を及ぼすこととなります。そこで今回は「目録」の改訂ポイントと、その影響について解説いたします。

今回の目録の改訂の大きな変更点は、構成が調整され、「三資企業法」の改訂、外商投資の届出制度との整合性が図られている点にあります。

◇「目録」が個々の日系企業の対中投資に与える影響

日本のA社は、北京市に貿易会社B社を設立する計画を立てている。B社の設立申請にあたり、次の事項について「目録」の規定を踏まえて事前に確認する必要がある。

- ・ まず、B社で行う予定の業務内容について、中国法上の営業範囲を設定する必要がある。
- ・ 次に、B社の営業範囲の中に外国人投資家による投資が禁止されている項目がないかどうかを確認→ある場合は削除(削除しなければ設立できない)。
- ・ 禁止類の項目を含まないことを確認した後、「目録」所定の制限項目がないかどうかを確認し、これによって履行すべき審査認可プロセスが確定する。
- ・ 制限項目がある場合、B社は北京市商務委員会における従来の「審査制」による審査を受ける。
- ・ ない場合は、区レベルの商務委員会の改革後の「届出制」による審査を受ける。

◇「目録」の改訂ポイント(抜粋)

1. 制限の緩和

2017年版「目録」は、2015年版に比べると制限が30条減り、63条が保留されており、その内訳は制限項目が35条、禁止項目が28条となっています。制限のうち取り消されたものは、サービス業、製造業、採鉱業関連に集中しています。

- ・ サービス業で取り消された制限＝道路旅客運送、外国船貨物の検数、信用調査及び格付サービス、会計監査、農産物卸売市場等
- ・ 製造業で取り消された制限＝軌道交通設備、自動車電子部品、新エネルギー自動車バッテリー、オートバイ、食用油脂、燃料用エタノール、電気自動車等
- ・ 採鉱業で取り消された制限: 非在来型石油・ガス、貴金属、リチウム鉱等

2. 正式に「外商投資参入許可ネガティブリスト」を提示

2016年9月に外資系企業の「届出制」への移行を進める改革を開始した当時は、「ネガティブリスト」として単独で公布されていたわけではなく、発改委及び商務部による公告に基づいて2015年版「目録」中の制限類及び禁止類の規定として実施されていました。

これが2017年版「目録」では、制限類に関する措置が「外商投資参入許可ネガティブリスト」としてまとめられ、「目録」とは独立した部分として正式に効力のある「ネガティブリスト」となりました。2017年版「目録」では、外資系企業に対するネガティブリスト管理の範囲がいつそう縮小されています。特別規定を除き、ネガティブリスト管理の範囲外となる外資による設立、買収等の手続きにはすべて届出管理が適用されることになり、手続きが大いに簡素化されました。

3. 奨励の項目数は横ばい、一部の内容を調整

2017年版「目録」の奨励項目は全348条あり、2015年版「目録」に比べて新たに6条を追加して、7条を削除、35条が改訂されています。

・追加＝スマート 緊急医療救援設備の製造、水文観測センサーの製造、仮想現実（VR）及び拡張現実（AR）の設備の研究開発及び製造、3Dプリンタ設備の重要部品と研究開発及び製造、水素ステーションの建設及び経営、都市の駐車場の建設及び経営等。

・削除＝鉄道交通輸送設備の製造、海洋工事設備（モジュールを含む）の製造及び修理、船舶の低中速ディーゼルエンジン及びクランクシャフトの製造、軽量型燃料タービンの製造、定格出力350 MW以上の大型揚水エネルギー貯蔵装置、会計、監査、総合治水施設の建設、経営等。

4. 2015年版「目録」では国内資本・外資系企業に等しく適用されていた制限措置が、2017年版「目録」からは削除されました。

これには、次のような項目がありました。

- ・テーマパークの建設等、プロジェクトに審査と確認が求められていたもの
- ・ゴルフ場、別荘等は、国内資本・外資とも新規の建設を禁止
- ・賭博業、風俗業等は、国内資本・外資とも投資を禁止
- ・特に、従来「目録」で直接示されていたのと比べ、2017年版「目録」の中ではこれらの内容が削除されてしまっており、実質的にこれらの制限措置があることが分かりにくくなったため、外資系企業にとって負担増となっている点に注意が必要かと存じます。

◇日系企業の対応と留意すべき点

商務審査の権限が地方の各政府機関に委譲されて久しいため、中国の産業政策としての2017年版「目録」の施行開始後においては、政府機関によって新たな「目録」に対する理解が異なり、執行にばらつきが出る可能性が高く、日系企業としては政府機関による執行状況に注意を払い、適時対応していくことが大変重要ではないかと思量いたします。

国産初のジェット旅客機「ARJ 21」に製造証明＝中国民用航空局

中国のニュースサイト、新華網が10日伝えたところによると、中国民用航空局（CAAC）は9日、中国商用飛機（COMAC、上海市）が開発した国産初のジェット旅客機「ARJ 21-700」に、製造認定（PC）書を交付した。ARJ 21は2015年に、商業飛行するための型式証明を取得しており、今回の認定書の取得で量産に移行できる体制が整った。

ARJ 21はローカル線向け旅客機として開発され、座席数は78～90席。最初の顧客である成都航空は昨年6月末、同機を使って本拠の四川省成都市と上海市を結ぶ路線の運航を開始した。ここ1年間の利用者は約1万5000人に達する。ARJ 21はこれまで、中国国内市場を中心に413機の受注を獲得している。現在は、上海市内の工場で5機の最終組み立てが行われているという。（上海時事）

上半期の工事受注16%増＝CGGC

8日付の中国紙、中国証券報（B22面）によると、上海証取に上場する建設大手の葛洲◆（土へんに貝）集団（CGGC、湖北省武漢市）は同日の公告で、2017年上半期（1～6月）の受注実績を明らかにした。国内外からの受注総額は1259億3600万元で、前年同期より16.2%伸びた。

うち4～6月期の受注額は569億2000万元。火力発電所や水力発電所、道路工事、工業団地などの工事を受注した。

4～6月に海外からの大型受注は5件。このうちパキスタンで石炭発電所（出力66万キロワット規模）の建設工事を36億3000万元で受注。また、ガーナでは32億8400万元で、ガス発電所工事を受注した。さらに、マレーシアではボレ水力発電所の主要工事を50億5100万元で共同受注した。（上海時事）